百　第五章第二規則3の次に4として次のように加える。（平成十八年七月一日効力発生）

4　船舶の「長さ」とは、船舶の全長をいう。

百一　第五章第二規則4の次に5として次のように加える。（平成十八年七月一日効力発生）

5　「捜索救助業務」とは、公的及び私的手段（協力に加わる航空機、船舶その他の乗物及び施設を含む。）を利用することにより、遭難の監視、通信、調整及び捜索救助の任務（医療上の助言、初期の医療上の援助又は医療のための輸送の提供を含む。）を遂行することをいう。

百二　第五章第二規則5の次に6及び7として次のように加える。（平成二十年一月一日効力発生）

6　「高速船」とは、第十章第一規則3に定義する船舶をいう。

7　「移動式海底資源掘削ユニット」とは、第十一―二章第一規則1.5に定義する移動式海底資源掘削ユニットをいう。

百三　第五章第十九規則2.5中、.1を次のように改める。（平成十八年七月一日効力発生）

.1　船舶に備える非磁性手段によつて船首の方向を決定し、及び表示するためのジャイロ・コンパスその他の手段であつて主な操舵場所において操舵員が明確に読み取ることができるもの。これらの手段は、また、2.2、2.3、2.4及び2.5に定める装置へ入力するための方向に関する情報を送付するものとする。

百四　第五章第十九規則の次に第十九―一規則として次のように加える。（平成二十年一月一日効力発生）

第十九―一規則　長距離レンジによる船舶の識別及び追跡

1　この第十九―一規則又は長距離レンジによる船舶の識別及び追跡に関連する国際海事機関が採択した性能基準及び機能要件のいかなる規定も、国際法（特に、公海、排他的経済水域、接続水域、領海又は国際航行に使用される海峡及び群島航路帯の法制度）に基づく締約国の権利、管轄権又は義務に影響を及ぼすものではない。

2.1　4.1及び4.2の規定に従うことを条件として、この第十九―一規則は、国際航海に従事する船舶で次に掲げる種類のものについて適用する。

.1　旅客船（高速旅客船を含む。）

.2.1　総トン数三百トン以上の貨物船（高速船を含む。）

.3.2.1　移動式海底資源掘削ユニット

2.2　「船舶」は、3から11.2までの規定において使用されるときは、この第十九―一規則が適用される旅客船、貨物船、高速船及び移動式海底資源掘削ユニットを含む。

3　この第十九―一規則は、締約政府が長距離レンジによる船舶の識別及び追跡を行うことを可能とするための規定を定める。

4.1　次に掲げる船舶は、5に定める情報を自動的に送信するためのシステムを備える。

.1　二千八年十二月三十一日以後に建造された船舶

.2.1　二千八年十二月三十一日前に建造された船舶であつて次に掲げる海域における運航を遅くとも二千八年十二月三十一日後の無線設備の最初の検査までに認められたもの

.1　第四章第二規則1.12及び1.13に定義するA一海域及びA二海域

.2　第四章第二規則1.12、1.13及び1.14に定義するA一海域、A二海域及びA三海域

.3　二千八年十二月三十一日前に建造された船舶であつて、第四章第二規則1.12から1.15までに定義するA一海域、A二海域及びA三海域及びA四海域における運航を遅くとも二千九年七月一日後の無線設備の最初の検査までに認められたもの。ただし、これらの船舶は、A一海域、A二海域及びA三海域の海域内を航行中は4.1.2の規定に適合するものとする。

4.2　建造日のいかんを問わず、この章の第十九規則2.4に規定する自動識別装置（AIS）を備え、かつ、第四章第二規則1.12に定義するA一海域内のみを航行する船舶は、この第十九―一規則に適合する必要はない。

5　4.1の規定に従うことを条件として、船舶は、長距離レンジによる識別及び追跡に関する次の情報を自動的に送信する。

.1　船舶の識別

.2.1　船舶の位置（緯度及び経度）

.3　位置が測定された日時

6　この第十九―一規則の要件を満たすために使用するシステム及び装置は、国際海事機関が採択した性能基準及び機能要件を下回らないものでなければならない。いかなる船上装置も、主管庁が承認する型式のものでなければならない。

7　この第十九―一規則の要件を満たすために使用するシステム及び装置は、次のいずれかの場合には、船上でスイッチを切ること又は長距離レンジによる識別及び追跡の情報の配信を停止することができる。

.1　国際条約、国際的な規則又は国際基準が航行に関する情報の保護について定める場合

.2　運航が船舶の安全及び保安を損なうものと船長がみなす最短の期間であつて例外的な状況。そのような状況においては、船長は、主管庁に対し遅滞なく通報し、並びにこの章の第二十八規則に基づいて維持される航海行動及び事故の記録にそのような決定についての理由を記載し、並びに当該システム又は装置のスイッチが切られていた期間を示すものとする。

8.1　8.2から11.2までの規定に従うことを条件として、締約政府は、保安及び国際海事機関が合意した他の目的のため、船舶に関する長距離レンジによる識別及び追跡の情報を、次のように受領することができる。

.1　主管庁は、自国を旗国とする船舶については、当該船舶が位置することができる場所のいかんを問わず、当該情報を受領する権利を有する。

.2　締約政府は、第十一―二章第一規則1.9に定義する港湾施設又は当該締約政府の管轄の下にある場所に入る意思を示した船舶については、当該船舶が位置することができる場所のいかんを問わず、当該情報を受領する権利を有する。ただし、これらの船舶は、他の締約国が国際法に従つて定めた基線の陸地側の水域に所在しない場合に限る。

.3　締約政府は、他の締約国を旗国とする船舶であつて当該締約政府の港湾施設又は管轄の下にある場所に入る意思を有さず、沿岸から千海里を超えない海域を航行するものについては、当該情報を受領する権利を有する。ただし、当該船舶は、他の締約政府が国際法に従つて定めた基線の陸地側の水域内に所在しない場合に限る。

.4　締約政府は、自国を旗国とする船舶であつて当該締約政府の領海に所在するものについては、8.1.3の規定に基づく当該船舶の当該情報を受領する権利を有しない。

8.2　締約政府は、長距離レンジによる識別及び追跡の情報を8.1の規定に基づき利用することができるようにするため、国際海事機関が採択した性能基準及び機能要件を考慮して、関連する詳細を同機関に対して特定し、及び通報する。関係締約政府は、その後いつでも、その通報を修正し、又は撤回することができる。同機関は、当該通報を受領したときは、すべての締約政府に対し、その細目と共に当該通報を送付するものとする。